

令和2年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和2年2月12日

西多摩衛生組合議会

令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和2年2月12日(水)午後1時25分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 小林 秀治

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 原 隆夫	3 番 小川 龍美
4 番 湖城 宣子	5 番 迫田 晃樹	6 番 大勢待利明
7 番 門間 淑子	8 番 馳平 耕三	9 番 印南 修太
10 番 町田 成司	11 番 小林 貢	12 番 武藤 政義

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長 郷 良則

総 務 課 長 宮林 和也

会計課(兼)フレックスタイム西多摩課長 石川 良仁

維持運転課長 中島 勲

参 与 ・ 施 設 長 島田 善道

財 務 課 長 松澤 昭治

計 画 管 理 課 長 古谷 浩明

企画調整担当主幹 伊藤 義孝

構成市町職員

青 梅 市 環 境 部 長 橋本 雅幸

羽 村 市 産 業 環 境 部 長 橋本 昌

福 生 市 生 活 環 境 部 長 久保 淳

瑞 穂 町 住 民 部 長 大井 克己

令和2年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和2年2月12日(水)
午後1時25分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号
令和2年度西多摩衛生組合予算

日程第4 議案第2号
令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第5 議案第3号
東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第6 議案第4号
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第7 議案第5号
東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

午後1時25分 開会

○議長（武藤政義） それでは皆さま、定刻より若干早いですが、お揃いですので始めたいと思います。

本日は、令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員0名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対して、重ねて御礼申し上げさせていただきたいと存じます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和2年、今年度の1月末現在で、約5万2,500トンとなっております。

これは、前年同期と比較いたしますと、約170トン、0.3%の増加で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約200トン増の6万1,700トンになると見込んでおります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、令和2年1月末現在で、約11万4,400人となっております。一日平均で申し上げますと、449人の方々にご利用をいただいております。

これは、前年同期と比較いたしますと、約3,600人、率にして3.2%増加している状況であります。

当組合といたしましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、地域の皆さまのご要望等を取り入れながら、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、先日、事務局から取り急ぎお知らせいたしましたけれども、宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れにつきましては、東京都からの要請依頼に基づき、東京都市長会、町村長会及び特別区長会において、支援を行うことで了承がされ、これを受けまして、1月29日開催の構成市町長会議におきましても、相互扶助の観点から、支援要請に応じていくことを決定させていただきました。

このことから、同日開催の正副管理者会議において、当組合といたしましても、構成市町の決定のもと、受入対応を進めていくことを確認したところであります。

本件の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

なお、今次定例会には、予算案件1件、分賦金の決定案件1件、規約変更案件3件、合わせて5件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（武藤政義） 以上で、管理者の発言は終わりました。これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 迫田 晃樹 議員

6番 大勢待利明 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より、報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和2年2月4日付け、西衛発第782号で令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第3、議案第1号「令和2年度西多摩衛生組合予算」と、日程第4、議案第2号「令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件のほか、日程第5、議案第3号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」から、日程第7、議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの3件につきましては、関連がございますので、それぞれ一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、2月12日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。

日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第2号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算及び日程第4、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、一括議題となりました議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算及び、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につき、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明いたします。令和2年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、増減なしの6万1,500トンを見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、令和元年10月1日現在の人口数27万9,411人を採用しており、これは前年度と比較し、2,209人の減少となっております。

また、御承知のとおり、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和2年度の予算編成に当たっては、消費税率10%を適用し、積算したところであります。

予算の内容であります。歳入予算におきましては、前年度まで実施しておりました、第1期基幹的設備改良工事の完了に伴い、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金及び組合債が皆減となったことから、特定財源が減額となり、その結果、歳入予算の総額は、前年度比4億円の減額予算となりました。

また、国庫補助金等、特定財源の減額に伴い、一般財源である組合市町分賦金については、前年度比1億5,900万6,000円の増額となる、19億563万円を計上しております。

次に、歳出予算の主な内容につきまして、性質別の状況によりご説明をいたします。

まず、消費的経費のうち、人件費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、引き続き、現在の臨時職員の雇用を確保するため、これまで、物件費で計上していた経費を、人件費で計上したことにより、増額予算としております。

次に、維持補修費ですが、第1期基幹的設備改良工事が完了したことにより、前年度比4億590万1,000円の減額予算となりましたが、補助金等の特定財源の対象とならない工場棟屋上防水工事などの設備更新工事に伴い、分賦金が増額となったところであります。

このようなことから、歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億8,000万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、4億円、率にして16.8%の減となっております。

次に、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました、令和2年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を、組合予算の約96%、19億563万円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第1号、及び第2号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算及び、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算編成の基礎数値でございます。ごみの搬入量、構成市町の人口につきましては、管理者の説明のと

おりでございます。

それでは、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入予算の総額を19億8,000万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められてございます、一時借入金の最高額を、5,000万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から、第5款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から、第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計は、それぞれ19億8,000万円でございます。

恐れ入ります。5ページをお開き願います。歳入の事項別明細書でございます。

第1款1項1目分賦金は19億563万円、前年度対比1億5,900万6,000円の増額でございます。これは、平成10年度の環境センター稼働開始から、令和20年度までの、施設使用期間の中間時期にあたることから、工場棟屋上防水工事等の施設の更新工事の増加による、一般財源の増額によるものでございます。

第2款1項1目使用料は、5,675万2,000円、前年度とほぼ同額でございます。

2項1目総務手数料は、前年と同額の1,000円でございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費国庫補助金は、100万8,000円、前年度比、1億5,591万2,000円の減額でございます。これは、基幹的設備改良工事の終了により、循環型社会形成推進交付金が皆減となったことによるものでございます。

第4款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

第5款1項1目預金利子も、前年と同額の1,000円でございます。

7ページをご覧いただき、2項1目弁償金も、前年と同額の1,000円でございます。

2目雑入は、660万7,000円、前年度比48万5,000円の増でございます。これは、余剰電力売払収入による増額分が、主な要因でございます。

以上、歳入合計は19億8,000万円で、前年度比4億円の減額でございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。歳出でございます。

8ページからは、歳出の事項別明細書となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたることから、初めに、特別職及び一般職職員に係る1節報酬から4節共済費までの人件費を、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。26、27ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧ください。

上段の表、1特別職につきましては、右から2列目、合計欄のとおり、180万4,000円、前年度比366万2,000円の減額でございます。これは、その他の特別職における、嘱託員1名の減員によるものでございます。

次に、中段の表、2一般職でございますが、令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に伴い、会計年度任用職員を含んだ給与費を掲載してございます。職員数につきましては、前年度の定年退職職員2名に対し、本年度の新規再任用職員2名により、前年と同数の29名でございます。

また、カッコ内は、短時間勤務の会計年度任用職員7名を計上してございます。

次に、給与費・共済費につきましては、報酬は、会計年度任用職員に係る新規計上として1,370万6,000円、給料は、前年度比72万9,000円減の1億1,546万8,000円、職員手当は3万8,000円減の1億2,255万5,000円、共済費は121万8,000円増の4,329万5,000円で、人件費の合計では、前年度比1,415万7,000円増の2億9,502万4,000円を計上してございます。

増額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで物件費に計上されていた臨時職員の人件費を、一般職の給与費として計上したことによるものでございます。

なお、正規職員と会計年度任用職員の給与費の内訳につきましては、続く28・29ページに記載をしてございます。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります。8ページにお戻りいただき、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は143万1,000円、前年度対比19万8,000円の減額でございます。

これは、13節使用料及び賃借料におきまして、行政視察が未実施年度のため、バス借上料が未計上となったことが要因でございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

第2款1項1目一般管理費は、2億183万1,000円、前年度対比268万7,000円の減額でございます。

減額の主な要因は、前年度の定年退職者1名を再任用したことによる、給料及び職員手当等の減額によるものでございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は、1億3,025万2,000円でございます。1節報酬には、会計年度任用職員3名に係る人件費を、新規計上してございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

13節使用料及び賃借料は613万6,000円、前年度対比71万4,000円の減額でございます。これは、事務機器使用料におきまして、複写機等の再リース化によるものが主な要因でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費は14億1,001万8,000円、前年度比3億9,646万6,000円の減額でございます。主な要因は、14節工事請負費において基幹的設備改良工事が終了したこと等による減額分、4億1,163万4,000円でございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は、1億5,466万5,000円で、前年度比160万2,000円の減額でございます。これは、人事異動に伴う職員1名が再任用職員となったことと、職員配置の変更による職員1名の減額分と、1節報酬に新規計上の会計年度任用職員4名による増額分との相殺でございます。

10節需用費におきましては、予算額は2億1,877万8,000円で、前年度比2,334万2,000円の増額でございます。この主な要因は、燃料費において、焼却炉の立ち上げ回数減による、236万4,000円の減額と、光熱水費のうち電気料において、2炉稼働日の減と燃料調整費や再生エネルギー賦課金の増加による959万5,000円の増額と、消防法の改正に伴う、不活性ガス消火設備修繕等による修繕料の増額分、1,593万8,000円の相殺でございます。

16ページ、17ページをお開きいただき、14節工事請負費におきましては、予算額は7億5,705万6,000円、前年度比4億1,163万4,000円の減額でございます。これは、基幹的設備改良工事が終了したことにより、5億7,004万9,000円の減額と、工場棟屋上防水工事等の、更新工事の増加分2億2,597万3,000円との相殺が主な要因でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開きいただき、19ページをご覧願います。

第4款1項1目施設運営費は1億6,396万1,000円、前年度対比124万円の減額でございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は、1,090万1,000円で、前年度比1,049万2,000円の増額でございます。これは、フレッシュランド西多摩の改修計画に対応するため、人事異動により、職員1名分の人件費を新規計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開きいただき、23ページをご覧ください。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、1億9,611万4,000円、前年度比130万円の増額でございます。これは、余熱利用施設建設事業費の元利均等償還が進んだことによる、元金分の増額が主な要因でございます。

続きまして、2目利子でございますが、296万7,000円、前年度比99万2,000円の減額でございます。これは、余熱利用施設建設事業費の元利均等償還が進んだことによる利子分の減額が主な要因でございます。

恐れ入ります。24ページをお開き願います。

第6款予備費は、367万8,000円でございます。

以上、歳出合計は19億8,000万円で、前年度比4億円の減額でございます。

なお、消費税法改正による消費税の増額分は、約410万円でございます。

続きまして、関係資料でございますが、26ページから37ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入りますが、38ページをお開き願います。

地方債に関する調書でございますが、右側の一番下の欄でございます11億723万6,000円が、令和2年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、令和2年度西多摩衛生組合予算につきましての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第2号、附属資料をご覧いただきたいと存じます。

令和2年度当初予算の分賦金算出根拠となります、組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は1,033人の減少で13万3,283人、負担割合は47.70%、福生市は657人の減少で5万7,701人、20.65%、羽村市は130人の減少で5万5,519人、19.87%、瑞穂町は389人の減少で3万2,908人、11.78%、合計で2,209人減少の27万9,411人を見込んでございます。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、前年度と比較いたしまして、青梅市は100トン減の2万8,700トンで、負担割合は46.67%、福生市は100トン減の1万1,700トンで、19.02%、羽村市は200トン増の1万2,200トンで、19.84%、瑞穂町は増減無しの8,900トンで、14.47%、合計で、増減無しの6万1,500トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。構成市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と、各予算項目に基づき積算をいたしてございます。

組合市町別では、青梅市は前年度比、7,250万1,000円増額となりまして、8億7,890万5,000円、福生市は前年度比2,772万円増額となりまして、3億7,690万4,000円、羽村市は前年度比3,601万8,000円増額となりまして、3億7,680万2,000円、瑞穂町は前年度比2,276万7,000円増額となりまして、2億7,301万9,000円となります。合計で1億5,900万6,000円を増額いたしまして、分賦金は19億563万

円でございます。

以上で、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算、及び議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。7番門間議員。

○7番（門間淑子） すみません、ちょっと二つぐらいに分けてお聞きしますが、まず、人件費についてお聞きします。今ご説明がありましたが、昨年度の予算書と比べて書き方が、ちょっと変わってきていますので、詳しくお聞きします。

説明の中では、ページ数に予算書のページは9ページとか、19ページとか、三つぐらいに分かれて、それから15ページですか、分かれているのですが、再任用職員（会計年度任用職員）が7名だということで、これは31年度の臨時職員数と増減がないのかどうか、そのままそっくり会計年度再任用職員（会計年度任用職員）になったのかどうかということを、まず1点お聞きします。

組合事務所が令和元年度も11人で、再任用も含めてここは変わらないということですが、じん芥処理のところで、嘱託職員が減員になったということで、これは、どのような仕事をされていて、なぜ減になったのかということですね。

31年度の予算書では、ここは18名でしたか、1名移ったというのは、この余熱利用の方に移ったのだと思いますけれども、余熱利用の方は、31年度の予算書では臨時職員の人件費が載っていたと思うんですけれども、その余熱利用施設にいた臨時職員の方は、どうなったのかということ、まずお聞きします。

ちょっとややこしいので、まずそれだけお聞きします。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 4点いただいたかと思います。まず、1点目の会計年度任用職員の移行の増減があったかということでございます。4番目の余熱利用施設の（「もうちょっとはつきりお願いします。」と門間議員の声あり）最初の会計年度任用職員の7名について、増減があったかということなのですが、臨時職員が7名、それから嘱託職員が1名おりますので、そこから7名分が令和2年度の会計年度任用職員ということで考えてございます。

4番目にいただいております臨時職員1名がどうなったかというようなご質問なのですが、こちらにつきまして、1名はですね、業務内容、またじん芥の方から、余熱利用施設の方へ異動がございます関係で、業務の見直しを行いまして、余熱利用の臨時の職員の方を1名減というようなことで考えてございます。その職員につきましては退職ということで、申し出がございましたので、1名減というふうにさせていただいております。

それから、2問目の再任用職員の入れ替えによって11名になったということについてですけれども、議員おっしゃったとおりですね、2名につきまして、再任用職員ということで、令和2年度からはお願いをしております。失礼しました。令和元年度いっばいで退職をいたします2名が再任用職員として、令和2年度からお願いをするということになります。

3番目の嘱託職員については、なぜ減になるのかということなのですが、嘱託職員につきましては、施設長ということで、現在もお願いしております、こちらの方につきましても、令和2年度からは、会計年度任用職員ということで、お願いをいたします。

4点目につきましては、先ほどの余熱利用施設ですね、1名の臨時職員ということで、そちらの方につきましては、令和元年度で退職の申し出がございまして、確認をいたしまして、令和2年度の会計年度

任用職員の方には移行はございません、ということでございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、嘱託職員の方は会計年度任用職員として継続業務にあたるということで、余熱利用施設の方の臨時職員の方は退職されたということですが、今年度の予算書を見ますと、そこに正規職員の方の人件費が載って、臨時職員というか再任用職員（会計年度任用職員）はいらっしゃらないという、この職員配置なのですけれども、臨時職員の方が担ってきた仕事というのは、どうなっていくのか。予算上は、正職員の方が人件費としてあるわけですが、業務上、その臨時職員の方が担っていた仕事はどうなるのか、その当たり、仕事の割り振りと言いますか、についてお尋ねします。

その他については、再任用職員（会計年度任用職員）がカバーしていくということですから、現実のこのじん荼処理の業務については、別に問題はないということですので受け止めていいのでしょうか。

○議長（武藤政義） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） 来年度予算におきまして、先ほど申し上げましたフレッシュランド西多摩の臨時職員の方につきましては、再任用でやってこられて、臨時職員でまた雇用させていただいたのですが、年齢的なこともあって、ここで退職されたいということをお伺いしております。

また、今後のフレッシュランド西多摩の改築計画、5年にわたって進めていくに当たりまして、内部の人事異動によりまして、係長職1名、フレッシュランド西多摩の方へ異動させまして、計画を課長と一緒に進めていくというような構想をもってございまして、その臨時職員が抜けた部分のフォローしながら、計画を進めていきたいと考えてございまして、このような予算の形になっております。

（「すみません。もうちょっと確認で、もう1点をちょっと人件費について質問します。」と門間議員の声あり）

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、係長職を異動させた余熱利用施設ですけれども、係長職を異動させたことで、臨時職員の方が担っていた仕事もカバーするという、そういう考え方の今回の予算上の配置ということで受け止めていいのでしょうか。

○議長（武藤政義） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） そのとおりでございます。（「はい、わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（武藤政義） 8番馳平議員。

○8番（馳平耕三） 今の関連も含めて、3点質問させていただきます。

28ページにある人件費のところの減なのですけど、恐らく私も衛生組合初めてなので、あれなのですが、羽村市の勤務表のとおり、準じて減になっているのではないのかなというふうに思っているわけですが、本来のまだ説明聞いてないので、詳しく聞かせていただきたいと思っています。

それぞれ地域手当、それから特殊勤務手当、超過勤務手当、期末勤勉手当等がマイナスになっているのですけれども、何%ぐらいマイナスになっているのかっていうのを、まずお聞きします。

それから、2点目、いま門間議員との関連なのですけれども、臨時職員から会計年度任用職員に変わったということで、1人当たりの年間の報酬というのは、どういうふうに変ったのか、お聞きします。

それから、3点目、分賦金のごみの搬入割合なのですけれども、羽村市が増になっているわけですが、何か原因があるのかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 人件費の各手当等の減額についてでございます。

会計年度任用職員以外で 104 万 5,000 円、それから会計年度任用職員で 197 万 6,000 円でございます。それから、その他の増分ということで、各種手当が扶養手当から、地域手当、結構ございますが、今回、令和 2 年度に再任用職員となりまして、給与が減額となります。このため、それに伴いまして、各手当が減額となりますので、増減の相殺をいたしまして、地域手当につきましては、こちらの 28 ページですね、28 ページの 6 万 6,000 円としております。それから特殊勤務手当、また超過勤務手当につきましては、また業務の令和元年度の実績に応じまして、減額となっております。

それから、期末勤勉手当の減額、こちら 29 ページになりますが、106 万 3,000 円というふうでございます。こちらが職員の再任用に移行しますので、それに伴いまして、減額がされているような内容となっております。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） ごみ量の増加の件なのですけれども、羽村市の関係については、令和元年度の当初予算が 1 万 2,000 トン、令和 2 年度が 1 万 2,200 トン増えているのですけど、昨年 11 月に補正予算を組まさせていただきました。そのときに補正予算（第 1 号）では、羽村市の場合 1 万 2,300 トンになっていまして、補正予算と比べると 100 トン減となっているような状況になっています。新年度当初予算と比べると 200 トン増になります。

事業系ごみについては、抜き打ち検査とか、大規模事業主等において、減量等の指導をしていくというふうに羽村市より聞いておりますけれども、補正予算と比べると減になります。

以上です。

○議 長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 先ほど、答弁もれがございました 2 点目の会計年度任用職員の移行に伴いまして、1 人当たりの報酬の変化ということでございますが、1 人当たりになりますと、元年度では賃金として、180 万円、1 人当たり計上しておりましたのが、令和 2 年度では、こちら 252 万円、1 人当たり 252 万円を計上いたしております。これに加えまして、期末手当、それから通勤手当が主な増となり相殺で 72 万円の増額となります。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） ただいまの答弁、修正をお願いいたします。

令和 2 年度で、252 万円の報酬、加えて期末手当、通勤手当 72 万円と申しましたが、総額で、今まで 180 万円、令和 2 年度が 252 万円ということで、総額で 72 万円が、1 人当たり増額ということでお願いいたします。こちらの増額につきましては、会計年度で報酬に加えまして、通勤手当、また期末勤勉手当を含めたものでございます。

○議 長（武藤政義） 8 番馳平議員。

○8 番（馳平耕三） 1 点目、いまいちよくわからないところがあったのですけれども、基本的には、今の説明であれば、再任用による減額、再任用制度による減額であって、例えば地域手当が減額になったのかではないということですよ。それぞれ地域手当や期末手当が減額になったということではないということか確認だけお願いします。

それから、2 点目わかりました。全体で 72 万円増えたということで、これに対して、前回は質問したのですけれども、この増によって、扶養手当等から抜けてしまう可能性も出てくるような方もいるのではないかなというふうに思うわけですが、それについては、どういうふうに対応するのか、お聞かせい

ただきたいと思います。

それから、3点目、羽村市の増の要因、また大きなことがあったわけではなくて、予想として、そうなるだろうと、例えばニプロが来るから、ごみの搬出量が増えるから、事業用が増える予想をしたとか、そういうことではないのかどうかというのを確認だけお願いします。

○議長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 羽村市からは、特にニプロが来るから増えたわけではないと聞いております。以上です。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 2点ございまして、まず地域手当のことにつきまして、その変化というのはございません。

それから、2点目の会計年度任用職員が扶養から抜けてしまうといった、そういった変化はございません。（「はい、結構です。」と馳平議員の声あり）

○議長（武藤政義） 他にございますか。7番門間議員。

○7番（門間淑子） すみません、じん芥処理について、ちょっと2点ぐらいになると思うのですが、お聞きします。

ちょっとだけ説明があったかなというふうに思うのですが、15ページの修繕費のところですけども、これが前年度比でほぼ2倍ぐらいになっていますが、どんなふうなところを修繕していくのか、それについてお尋ねします。

次のページの17ページ、灰固化・灰搬出設備シーケンサ更新工事というのが、今まであまり見なかったのですが、これはどのような工事なのか、この2点について、工事内容について、お聞きします。

○議長（武藤政義） 中島課長。

○維持運転課長（中島 勲） 2点の質問にお答えいたします。

一つ目がじん芥処理費の修繕料、こちらの金額が前年度に比べまして、倍増しておるところなのですが、具体的な修繕工事なのですが、これは例年、修繕する場所は変わります。その中で、今回、大幅に増えている部分について、ご説明をさせていただきます。

まず、一つが、松澤課長の方からも説明があったのですが、不活性ガス消火設備二酸化炭素の容器等の修繕という修繕を行います。こちらが、約1,300万円の増額になっております。

これはですね、工場のある特定の部分、電気室、あるいは蒸気タービン室というような普通の火災とは違った火災が起きた時に水をかけるのではなく、酸欠状態とするために、二酸化炭素を吹き込む設備がございまして、酸素をなくして、延焼を防ぐというような目的でございまして、これが消化剤を封入しています容器、ボンベになるのですが、これが消防法の改正で、容器設置後25年以内に修繕を行わなくてはならないとなりまして、もう22年目になりますので、こちらの修繕をさせていただきたいということで計上をさせていただいております。これが大きなところでございまして。

それから、もう1点、これは工事請負費になろうかと思いますが、飛灰及び灰搬出、シーケンサ更新という名目で工事をおこさせていただいております。こちらの内容なのですが、ごみ焼却によって発生いたしました灰を、当組合は薬剤処理をして、二ツ塚へ運んでいくラインと、飛灰のまま運んでいく2系統の灰の搬出ラインがございまして、このうち、灰を薬剤処理するライン、あるいは、飛灰をジェットパック車へ積み込むライン、各々の設備を自動運転させるため、その各装置の動作順序を自動的にプログラムを組むためのコントローラー、これがシーケンサでございまして。

当該、コントローラーを更新いたしましたのは、前回、平成 20 年度に更新しておりまして、このコントローラー、10 年ぐらいで寿命を迎えます。したがって、今回、運転開始から 2 回目の更新工事を計上させていただいておるというところでございます。

灰交換、灰搬出、シーケンサの更新の内容としては、以上でございます。

○議長（武藤政義） 7 番門間議員。

○7 番（門間淑子） ちょっと見つからないので、それは一端わかりましたということにします。ちょっと今探るので。あとで。

○議長（武藤政義） ほかにご質問ございませんか。9 番印南議員。

○9 番（印南修太） 余熱処理施設の方の事業費なのですが、この中に載っているということではないので、ちょっと的外れというふうなことであれば、ご答弁は結構なのですが、今後、温泉なども掘るという計画もありまして、先日、我々、視察、埼玉市の桜センターの方に行かせていただいて、4 路線ぐらいバスはあるのですよね。各駅から施設へのマイクロバス。我々が見ている時に行ったり来たりしていたのですけれども。今実情、羽村市のはむらんだけ、フレッシュランド西多摩へ入っていると思うのですが、瑞穂町とか、福生市とか、青梅市もそうなのですから、これだけの負担金もありますし、それぞれフレッシュランド西多摩、これから温泉を掘るに当たって、今、車で来られる人を対象にした考え方になっていると思うのですけれども、何か施設そのものの循環バスを運営するような計画など、もしございましたら、その辺もお伺いできたらと思います。

○議長（武藤政義） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、バスの運行等についてのご質問、お答えさせていただきます。

令和 2 年度当初予算につきましては、バスの運行等の予算計上はしてございません。将来的にですが、前回の議会の時にも答弁させていただきましたが、今後新たな施設開設に向けて改修工事の計画を練っているところでございますが、新たな施設開設に当たっては、運営方法、それから開設時間等々も含めて、皆さまに十分ご理解と、それからリラックス、新しい施設がより良い施設となるよう努めてまいりたいと考えております。その中で運営方法につきましては、今後、指定管理者制度も視野に入れて、再検討させていただきたいと考えてございます。

したがって、指定管理者制度が採用された際には、その指定管理者の方で、バスの運行等々の調整が図ればよいなと思っておりますが、現時点におきましては、具体的な計画はございません。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 9 番印南議員。

○9 番（印南修太） ありがとうございます。この間、説明も受けたのですが、体育館の方も、また良くなるということもあって、バスに乗って子供たちも来られたらいいなとも思いますし、お年寄りの方の免許の返納も進みますので、ぜひその辺も含めて計画を立てていただければと思います。

以上です。

○議長（武藤政義） 11 番小林議員。

○11 番（小林 貢） なかなかちょっと初めてなので、よくわからない部分が多いのですが、まず、9 ページのこの行政不服審査会委員とは、情報公開の委員会、審査会ですとか、個人情報の保護審査会、こういうのがあるのですけれども、これは年に何回、あるいは、何をやっていらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

それから、12 ページの下の方に周辺市町地域振興負担金というのがあるのですが、これはどういう目的

で、羽村市と、あるいは瑞穂町ということになっておりますけれども、出されているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、17 ページの下の方に緊急工事ということで、6,600 万円載っておりますけれども、これは通常、例年、こういう数字が計上されているのかどうか、そのラインについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、冒頭、宮城県のごみの処理ですか、そのお話ありましたけれども、それを、また補正か何かでされるのか、それとも、この予算の中で処理をされるのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 1 点目の予算書 9 ページ、行政不服審査会、それから情報公開・個人情報保護審査会、それから個人情報保護審議会、各報酬についてということでございます。

まず、行政不服審査会につきまして、行政不服審査法に基づきまして、行政不服審査条例を制定しております。条例の施行後、行政不服審査法を元に、一定の申立てやそれに伴う審査会の開催は、これまでございませんが、年 1 回、委員にお集まりいただきまして、組合の状況について、報告をさせていただいております。こちらは、予算は年 2 回を計上させていただいております。

次に、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬ということで、こちらにつきましては、情報公開条例に基づく開示請求ということで、これまでに過去には平成 18 年に 7 件、平成 19 年に 2 件、平成 20 年、21 年はゼロ件、平成 23 年は 1 件、そして平成 24 年度以降は、現在までゼロ件となっております。

こちらにつきましても、これまで開示請求があった案件につきましては、公開ということで決定をしております。非公開決定に対する不服の申立て、それに伴う審査会の開催はございません。こちら、年 2 回の予算計上をしております。

それから、個人情報保護審議会、こちらにつきましても、情報の運用につきましての審議をいただいております。自己情報の開示、また訂正請求等、条例を施行した平成 20 年 4 月 1 日以降は、1 件も実績はございません。

こちらの三つの審査会、審議会等につきましては、同一の方に 5 名委員がいらっしゃるのですが、お願いをしております。

以上のような状況でございます。

○議 長（武藤政義） 中島課長。

○維持運転課長（中島 勲） 私からは、じん芥処理費のうちの工事請負費の中の緊急工事について、ご説明をさせていただきます。

西多摩衛生組合のごみ焼却プラントの定期補修工事といたしましては、この工事請負費の欄の一番上段に施設維持整備工事という欄がございます。この項目で例年、同じような計画を立てた定期補修工事を行っております。この定期補修は各部を開放して清掃、点検、あるいは消耗部品の交換、あるいは計画した部材の交換等を行っております。しかしながら、ごみの入口から煙突の出口まで全般の点検をいたしますと、工事仕様にない不良箇所が発見されます。そういった場合、一番下段にあります緊急工事に対応させていただいております。

また、今年度におきましては、年度当初にボイラー設備の配管に穴があいてしまったという事故が発生しております。そういった事故も緊急工事の方で対応させていただいております。

この 6,600 万円という金額につきましては、平成 22 年度からだったと思いますけれども、継続で同じ金額をいただいております。毎年使い切るということではなくて、緊急工事がない場合は、構成市町の方に

お返しをしておるといところでございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 宮城県の大崎市の災害廃棄物の件ですが、後ほど全員協議会で、詳細については説明する予定ですが、おおよそ 200 トンを予定しております。最大 200 トンを予定しております。このため、通常ごみ、一日、170 トンの搬入があり、一日 10 トンぐらいしか増えないこととなりますので、通常ごみの発生量の自然の増減範囲になると判断しております。このため当初予算には災害廃棄物の予算は含まれておりません。

また、改めてこの災害廃棄物のために、補正予算を組むということも予定しておりません。

以上です。

○議 長（武藤政義） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 周辺市町地域振興負担金につきましてのご質問でございますが、当行政区域内に西多摩衛生組合が立地いたします羽村市及び瑞穂町につきましては、組合がここに立地していることに起因をしまして、いろいろな事由が発生をしまっているわけでございます。その周辺住民対策にかかる環境整備を従来から羽村市、瑞穂町には行ってございまして、その経費として昭和 44 年の議員全員協議会で、組合所在地がございまして羽村市、瑞穂町に対しまして、その時の実情に即した金額に変更されながら、現在に至っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 11 番小林議員。

○11 番（小林 貢） それでは、まず 1 点目が、先ほどのこの行政不服等の審査委員の件なのですが、今も、今の説明ですと、同じ方に 5 名ということでございましたけれども、3 委員会等も全て同じ方ということで、ちょっと声が小さかったのかわからなかったのですが、三つの委員会ともに、同じ方が 5 名いらっしゃるのか。また、どういう方がされているのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの今の周辺市町の地域振興資金の関係については、わかりましたけれども、これと先ほどの各市町の分賦金の決定とありましたけれども、ちょっとこれがいただいている、それでまた出すのは何か違和感があったものだから、お聞かせさせていただきました。

先ほどの委員会の方だけ、もう一度お願いしたいと思います。

○議 長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 失礼しました。先ほどの三つの審査会、こちらのメンバーでございますが、構成市町の青梅市から 1 名、福生市から 1 名、羽村市から 2 名、それから瑞穂町から 1 名となっております。この皆さまにつきましては、各構成市町の方でも、同様の情報公開や個人情報の関係の委員をされている方ということで、各構成市町の方で推薦をお願いいたしまして、こちらに推薦をいただいた方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） ほかにございますか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（武藤政義） それでは、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 1 号、令和 2 年度西多摩衛生組合予算の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第1号、令和2年度西多摩衛生組合予算の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号、令和2年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(武藤政義) では、続けていきます。

お諮りいたします。

日程第5・議案第3号、日程第6・議案第4号、及び日程第7・議案第5号の3件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第3号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、日程第6、議案第4号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、日程第7、議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、ただいま、一括議題となりました、議案第3号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、議案第4号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、及び議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3件につきまして、ご説明申し上げます。

本案3件は、福生病院組合が、令和2年4月1日付けをもって、地方公営企業法第39条の2第1項に規定する企業団へ移行するとともに、団体名称を変更することに伴い、各団体規約をそれぞれ変更する必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき、議決依頼のあったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第3号から第5号、及び附属資料のとおりであります。主な内容といたしましては、まず、議案第3号「東京都市町村公平委員会規約の変更につ

いて」は、企業団への移行により、福生病院組合が地方公務員法第5条の公平委員会設置義務規定の適用除外となることから、公平委員会を共同設置する団体から福生病院組合を削除する旨の改正をしております。

この規約変更は、東京都知事への届け出の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第4号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、及び議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、団体名称の変更に伴い、別表中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めております。

なお、議案第4号及び議案第5号ともに、この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

はじめに、議案第3号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第4号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第3号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、午後2時45分より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

午後2時37分 閉会